

次のとおり一般競争入札を行います。

平成 27 年 3 月 3 日

収支等命令者

佐賀県出納局総務事務センター長 國 信 成 俊

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量 庁用自動車の賃貸借 24 台

(2) 入札条件等 入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 36 年 5 月 31 日（金） 14 台

平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 36 年 6 月 30 日（日） 10 台

(4) 配置場所 佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号 佐賀県出納局総務事務センタ

ー

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入

札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 過去 3 年以内に、8 台以上の自動車のメンテナンスリース契約を履行した実績があり、指定する日時及び場所に確実に貸し付けることができるこ

とを証明した者であること。

- (9) 保守・点検サービスの体制が配置場所の所在市に存在するなど、調達物品に係る迅速な体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（本館 1 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書及び附属資料の交付方法

平成 27 年 3 月 3 日（火）から同年 4 月 14 日（火）までの期間、佐賀県ホームページに掲載するとともに、3 の(1)の部局で随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

4 契約の内容を示す日時及び場所（入札説明書の交付）

平成 27 年 3 月 3 日（火）から同月 16 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 3 の(1)で交付する。

5 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加確認申請書（様式は、佐賀県ホームページに掲載）及び 2 の(8)及び(9)の要件を満たすことを証明する書類を平成 27 年 3 月 30 日（月）午後 5 時までに 3 の(1)の部局に郵送（必着）又は持参すること。

- (2) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成 27 年 4 月 3 日（金）までに通知する。

- (3) 入札参加確認申請書を提出し、審査に合格した者で入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

6 入札書の提出場所等

- (1) 問い合わせ先

3の(1)の部局

- (2) 入札書の提出方法

3の(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

- (3) 入札書の提出期限

平成27年4月14日(火)午前10時

- (4) 開札の日時及び場所

平成27年4月14日(火)午前10時 佐賀県庁新行政棟3階 入札室

- (5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)の部局に確認すること。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項各号のいずれかに該当するときは免除する。

イ 契約保証金 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する

金額の契約保証金を納付すること。ただし、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項各号のいずれかに該当するときは免除する。

なお、ア及びイに該当する者で減免を希望する場合は、平成 27 年 3 月 30 日（月）までに「入札（契約）保証金減免申請書」を 3 の(1)の部局に提出すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条により無効と認められるものを提出した者

ク 1 人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 入札保証金が 7 (2) アに規定する金額に達しない者

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 公告内容に質問がある場合は、平成27年3月16日（月）午後5時までに3(1)で示した場所に文書で行うこと。

回答は、平成27年3月25日（水）までに質問者及び同日までに入札参加資格申請を提出した者に電子メールで行う。

なお、質問の回答期限以降に入札参加資格申請を提出した者については、入札参加資格確認結果の通知と同時に、質問への回答を送付する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

(9) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に

関する協定の適用を受ける。

8 Summary

(1) Name and number of required items: Leasing contracts for 24 prefectural-use vehicles

(2) Contract length and number of vehicles for delivery:

14 vehicles from Monday, June 1st, 2015 to Friday, May 31st, 2024

10 vehicles from Wednesday, July 1st 2015 to Sunday, June 30th, 2024

(3) Deadline for tender: 10:00am, April 14th, 2015

(4) General inquiries:

Supplies & Property Custody Division,

General Administration Center, Accounting Department,

Saga Prefectural Government

1-1-59, Jonai, Saga City, Saga Prefecture 840-8570, Japan

TEL 0952-25-7194 E-MAIL soumujimu@pref.saga.lg.jp